

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月14日
【中間会計期間】	第66期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社アドバンテスト
【英訳名】	ADVANTEST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 丸山 利雄
【本店の所在の場所】	東京都練馬区旭町1丁目32番1号
【電話番号】	東京（03）3930－4111（代表） （注） 本店所在地は登記上のものであり、本社事務は下記で行っております。
【最寄りの連絡場所】	（本社事務所） 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 新丸の内センタービルディング
【電話番号】	東京（03）3214－7500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務本部長 中村 弘志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	107,099	120,492	114,863	253,922	235,012
税引前中間(当期)純利益 (百万円)	24,502	33,951	27,360	67,454	61,090
中間(当期)純利益 (百万円)	14,614	22,204	16,930	41,374	35,556
純資産額 (百万円)	222,602	278,673	286,394	257,927	294,797
総資産額 (百万円)	320,069	347,089	350,963	350,776	366,374
1株当たり純資産額 (円)	1,202.81	1,489.45	1,555.42	1,381.85	1,570.99
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	79.03	118.79	91.52	223.17	190.01
希薄化後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	78.75	118.03	91.24	221.98	188.85
自己資本比率 (%)	69.55	80.29	81.60	73.53	80.46
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,798	12,191	6,007	59,480	48,951
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,818	△4,524	△6,354	△8,542	△8,013
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,531	△2,542	△24,968	△18,336	△3,662
現金および現金同等物の中間期 末(期末)残高 (百万円)	135,226	163,635	170,431	157,925	196,395
従業員数 (人)	3,587 (483)	3,652 (600)	3,708 (914)	3,595 (505)	3,637 (641)

(注) 1. 当社の連結経営指標等は、米国会計基準に準拠して作成しております。

2. 売上高の金額表示は、消費税等抜きであります。

3. 平成18年10月1日をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益および希薄化後1株当たり中間(当期)純利益は、株式分割後の発行済株式により算出されております。これにともない、平成17年9月期および平成18年3月期の当該指標は、再計算表示されております。再計算前の指標は以下のとおりです。

回次	第64期中	第64期
1株当たり純資産額 (円)	2,405.62	2,763.71
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	158.06	446.34
希薄化後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	157.51	443.96

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	101,484	99,562	93,074	217,688	197,753
経常利益 (百万円)	24,589	24,293	47,618	53,878	43,638
中間(当期)純利益 (百万円)	16,524	16,707	37,499	35,273	29,436
資本金 (百万円)	32,362	32,362	32,363	32,362	32,362
(発行済株式総数) (千株)	(99,783)	(99,783)	(199,567)	(99,783)	(199,566)
純資産額 (百万円)	173,999	211,459	236,962	197,226	224,805
総資産額 (百万円)	255,783	266,206	292,830	274,538	289,697
1株当たり純資産額 (円)	1,880.38	2,253.49	1,272.93	2,111.11	1,185.55
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	178.72	178.78	202.72	378.34	157.31
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	178.11	177.61	202.08	376.33	156.34
1株当たり配当額 (円)	25.00	35.00	25.00	70.00	67.50
自己資本比率 (%)	68.03	79.19	80.04	71.84	76.79
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,455 (268)	1,461 (315)	1,459 (410)	1,445 (292)	1,454 (337)

(注) 1. 売上高の金額表示は、消費税等抜きであります。

2. 平成18年10月1日をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。平成17年9月期、平成18年9月期および平成18年3月期の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益および1株当たり配当額は、株式分割前のベースで算出しております。

3. 当中間会計期間より、表示単位未満を四捨五入で記載しております。なお、前期以前は表示単位未満を切り捨てで記載しております。

2【事業の内容】

株式会社アドバンテスト（以下「当社」）の企業グループ（以下「アドバンテスト」）は、当社および連結子会社41社ならびに持分法適用関連会社1社により構成され、半導体・部品テストシステムの製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。

（半導体・部品テストシステム事業部門）

半導体・部品テストシステム事業部門は、半導体・電子部品産業においてテストシステム製品を顧客に提供することを事業としております。この事業部門は、メモリ半導体デバイスのテストシステムであるメモリ半導体用テストシステム、非メモリ半導体デバイスのテストシステムであるS o C半導体用テストシステムなどの製品群を事業内容としております。

この事業部門の生産活動は、主に株式会社アドバンテストマニュファクチャリングが担当しております。

販売活動は、主に当社が国内および一部海外ユーザー（韓国、中国等）を担当し、その他の海外ユーザーについてはAdvantest America, Inc.、Advantest (Europe) GmbH、Advantest (Singapore) Pte. Ltd.およびAdvantest Taiwan Inc.等が担当しております。

開発活動は、当社およびアドバンソフト開発株式会社等が担当しております。

（メカトロニクス関連事業部門）

メカトロニクス関連事業部門は、半導体デバイスをハンドリングするメカトロニクス応用製品のテスト・ハンドラ、被測定物とのインタフェースであるデバイス・インタフェースおよびナノテクノロジー関連の製品群を事業内容としております。

この事業部門の生産活動は、主に株式会社アドバンメカテックおよび株式会社アドバンテスト ディーアイが担当しております。

販売活動は、半導体・部品テストシステム事業部門と同様の担当で行っております。

開発活動は、主に当社で行っております。

（サービス他部門）

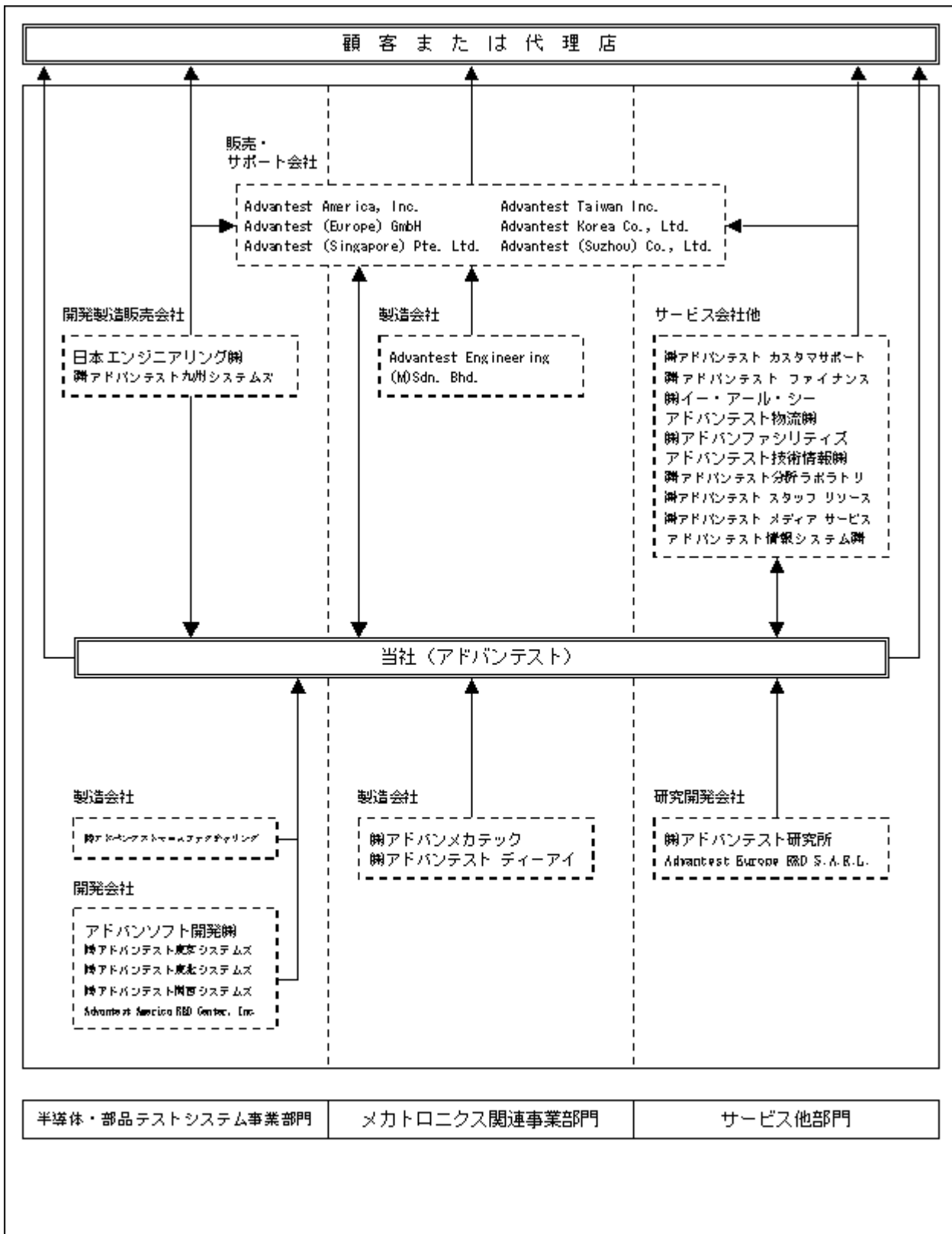
サービス他部門の内容は、上記の事業に関連した総合的な顧客ソリューションの提供、サポート・サービスおよび機器リース事業等で構成されております。

以上に述べた当社企業グループ内の事業活動を系統図で示せば次頁のとおりであります。

なお、当社の中間連結財務諸表は、米国会計基準に準拠して作成しており、関係会社の情報についても米国会計基準の定義に基づき開示しております。また、「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様であります。

事業系統図

当社の企業グループにおける主要な関係会社の事業の系統は、概ね次の図のとおりであります。



上記以外に連結子会社が12社、持分法適用関連会社が1社あります。

連結子会社（国内24社、海外17社、合計41社） 持分法適用関連会社（国内1社）

←：主な製品とサービスの流れ

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
株式会社アドバンテスト コンポーネント	宮城県 仙台市 青葉区	百万円 80	電子部品および機械部品の開発・製造	100.0	あり	なし	当社製品の部品の開発・製造	あり

(注) 異動の理由については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表の中間連結財務諸表注記 注1. 会計処理の原則および手続ならびに中間連結財務諸表の表示方法 (c) 連結範囲および持分法の適用に関する事項」に記載のとおりであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
半導体・部品テストシステム事業部門	2,087 (327)
メカトロニクス関連事業部門	709 (219)
サービス他部門	723 (323)
全社(共通)	189 (45)
合計	3,708 (914)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,459 (410)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の状況

区分	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前年同期比
受注高 (億円)	1,152	952	△17.4%
売上高 (億円)	1,205	1,149	△4.7%
営業利益 (億円)	322	246	△23.5%
中間純利益 (億円)	222	169	△23.8%

当中間連結会計期間は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題に端を発した金融市場の不安定化や米国経済の減速懸念、また、原油や原材料価格の高騰などによる景気の先行き不透明感が根強く、アドバンテストを取り巻く経営環境も厳しい状況で推移いたしました。半導体関連市場では、各社の主力事業の好不調で明暗が分かれ、フラッシュ・メモリ半導体市場では、その旺盛な需要に支えられて設備投資が活発に行われましたが、DRAM半導体市場においては供給過剰や競争激化により販売価格が下落し、設備投資が差し控えられました。このような状況の中で、アドバンテストの主要顧客においても設備投資の一部先送りや抑制の動きがあったため受注高は大幅に減少し、前年同期比17.4%減の952億円、売上高も業績予想を下回り、前年同期比4.7%減の1,149億円となりました。

一方、収益性を確保するため、将来の収益源となる新製品開発投資を継続しつつ、製造工程においては後補充生産方式をさらに推進し、品質と生産性の向上およびコスト低減に努めてまいりました。しかしながら、売上高が前中間連結会計期間を下回ったことが主な要因となり、営業利益は前年同期比23.5%減の246億円、中間純利益は前年同期比23.8%減の169億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

（半導体・部品テストシステム事業部門）

区分	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前年同期比
受注高 (億円)	820	690	△15.8%
売上高 (億円)	860	853	△0.8%
営業利益 (億円)	265	231	△12.8%

当事業部門におけるメモリ半導体用テストシステムは、今年初めから続いたパソコン向けDRAM半導体価格の下落や、期初に期待された新オペレーティング・システム搭載パソコンへの需要の低迷が長引いたことにより、DRAM半導体メーカー各社による設備投資が延伸されるなど、厳しい環境にありました。一部DRAM半導体メーカーによるフラッシュ・メモリ半導体向け設備投資へのシフトの動きも見られましたが、DRAM半導体向け設備投資で期待する規模には至らず、メモリ半導体用テストシステム分野における受注高は、大きく減少いたしました。しかし、売上高では前連結会計年度の受注残を消化し堅調に推移する結果となりました。

一方、非メモリ半導体用テストシステムでは、昨年夏以降、低調であった液晶パネルメーカーの設備投資が、当中間連結会計期間の前半に一時的な回復を呈したものの長続きせず、LCDドライバIC用テストシステムの需要は低調に推移いたしました。また、大型液晶テレビやモバイル機器などの需要は堅調に推移したものの、高機能なMPUやゲーム機器の需要が伸びなかったため、これらに使用されるSoC半導体用テストシステムの需要も伸びず、非メモリ半導体用テストシステム分野での受注高、売上高はともに低調に推移いたしました。

以上の結果、当部門の受注高は前年同期比で15.8%減の690億円、売上高は前年同期比で0.8%減の853億円となりました。営業利益は前年同期比12.8%減の231億円となりました。

（メカトロニクス関連事業部門）

区分	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前年同期比
受注高 (億円)	255	181	△29.0%
売上高 (億円)	267	214	△19.8%
営業利益 (億円)	76	34	△54.5%

当事業部門は、半導体・部品テストシステム事業部門におけるメモリならびに非メモリ半導体用テストシステムの需要に影響を受ける傾向があり、メモリ半導体用テストシステム、特に後工程向けのテストシステムの出荷が軟調に推移したため、ハンドラおよびデバイス・インタフェース製品の受注高ならびに売上高が低調に推移いたしました。

以上の結果、当部門の受注高は前年同期比で29.0%減の181億円、売上高は前年同期比で19.8%減の214億円となりました。営業利益は前年同期比54.5%減の34億円となりました。

(サービス他部門)

区分	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前年同期比
受注高 (億円)	94	101	7.1%
売上高 (億円)	97	102	5.2%
営業利益 (億円)	14	16	14.1%

当部門の受注高は前年同期比で7.1%増の101億円、売上高は前年同期比で5.2%増の102億円となりました。営業利益は前年同期比14.1%増の16億円となりました。

所在地別セグメントの状況につきましては次のとおりであります。

(日本)

日本では、DRAM半導体用の前工程向けテストシステムが好調に推移したものの、SoC半導体を搭載する高性能なデジタル機器の需要が伸び悩んだことによる設備投資抑制の影響などにより、売上高は前年同期比3.8%減の1,023億円、営業利益は前年同期比22.6%減の205億円となりました。

(米州)

米州では、顧客による設備投資の凍結などにより、売上高は前年同期比55.2%減の67億円、営業利益は前年同期比88.3%減の2億円となりました。

(欧州)

欧州では、当中間連結会計期間の後半にかけて一部顧客による試験工程を外注化する等の設備投資抑制の動きがあったものの、当中間連結会計期間の前半にDRAM半導体用の前工程向けテストシステムが好調に推移したことにより、売上高は前年同期比46.0%増の105億円、営業利益は前年同期比21.2%減の6億円となりました。

(アジア)

アジアでは、LCDドライバIC用テストシステムが低調に推移したものの、主に台湾で、DRAM半導体用の後工程用テストシステムおよび前工程用テストシステムが堅調に推移したことにより、売上高は前年同期比12.2%増の394億円、営業利益は前年同期比20.7%増の67億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金および現金同等物は、前連結会計年度末より260億円減少し、1,704億円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、60億円の収入となりました。これは主に、当中間純利益(169億円)に加え、買掛金の減少(△63億円)および売上債権の増加(△43億円)などによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、64億円の支出となりました。これは主に、リース用資産を含む設備投資に関する支出(△58億円)などによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、250億円の支出となりました。これは主に、自己株式取得(△191億円)および配当金の支払(△61億円)などによるものであります。

2【生産、受注および販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
半導体・部品テストシステム事業部門	86,779	0.4
メカトロニクス関連事業部門	20,309	△21.5
サービス他部門	926	△24.0
合計	108,014	△4.8

(注) 金額表示は販売価格（消費税等抜き）によっております。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 （百万円）	前年同期比（％）	受注残高 （百万円）	前年同期比（％）
半導体・部品テストシステム事業部門	69,046	△15.8	27,308	△15.4
メカトロニクス関連事業部門	18,067	△29.0	7,427	10.9
サービス他部門	10,082	7.1	663	△16.4
内部取引消去	△2,004	—	△2,162	—
合計	95,191	△17.4	33,236	△16.4

(注) 金額表示は販売価格（消費税等抜き）によっており、セグメント間の内部売上高（振替高）を含めて表示しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
半導体・部品テストシステム事業部門	85,264	△0.8
メカトロニクス関連事業部門	21,367	△19.8
サービス他部門	10,158	5.2
内部取引消去	△1,926	—
合計	114,863	△4.7

(注) 1. 金額表示は消費税等抜きであり、セグメント間の内部売上高（振替高）を含めて表示しております。

2. 前中間連結会計期間および当中間連結会計期間において、得意先上位5社に対する販売実績は、総販売実績のそれぞれ約36%、約29%を占めております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、アドバンテストの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

アドバンテストは、「先端技術を先端で支える」ために、エレクトロニクス、情報通信、半導体製造を支える計測技術の分野で、今後の事業の中心となる製品の研究開発を進めております。アドバンテストの研究開発施設は、日本に4ヶ所、米国に2ヶ所、フランスに1ヶ所あり、そこでは新製品の開発と既存製品の改良および新しい基盤技術の基礎研究を行っております。特に半導体・部品テストシステム事業においては、市場競争力を保ち、顧客のさまざまなニーズに対応した多くの種類の製品を供給するために、多額の開発投資を継続的に行う必要があり、その結果、当中間連結会計期間の研究開発費は、164億円（売上高比14.2%）となりました。

なお、アドバンテストの当中間連結会計期間の主な研究開発の成果および内容は以下を含みます。

（基盤技術）

- テラヘルツ領域の要素技術開発。
- 半導体・部品テストシステムやミリ波計測器に用いる高速・低消費電力マイクロ・スイッチおよび高速サンプラー等の要素技術。
- 高いビットレート信号のタイミング揺らぎを測定する手法の開発。
- 半導体・部品テストシステムに用いる低歪デバイスなどの化合物半導体デバイスの開発。

（半導体・部品テストシステム事業部門）

- 超高速メモリを実動作速度で試験する半導体・部品テストシステムの開発。
- DRAM半導体およびフラッシュ・メモリ半導体の試験の機能性を向上し、省スペース化した半導体・部品テストシステムの開発。
- 多ピン化、複雑化が進むS o C半導体を多数個同時測定でき、省スペース化した半導体・部品テストシステムの開発。
- 応用が特化されたデバイス専用の半導体・部品テストシステムの開発。
- 超高周波数で作動する計測モジュールおよび高密度伝送ネットワークに対応した計測モジュールの開発。
- 多ピン高速対応伝送技術および高速伝送信号コンタクト技術の開発。
- 半導体設計環境と半導体・部品テストシステムとのインターフェース用応用ソフトウェアの開発、および半導体不良解析用ソフトウェアの開発。

（メカトロニクス関連事業部門）

- 多数個同時測定ができ、高スループット試験を目的としたメモリ半導体用テスト・ハンドラの開発。
- 多様化するデバイス品種やパッケージに対応したS o C半導体用テスト・ハンドラの開発。
- 半導体に回路パターンを直接描画する電子ビーム露光技術の研究開発。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	199,566,770	199,566,770	東京証券取引所市場第一部 ニューヨーク証券取引所	—
計	199,566,770	199,566,770	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	2,020個	1,990個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	404,000株	398,000株
新株予約権の行使時の払込金額	付与日 1株当たり 平成15年6月27日 2,580円 平成15年8月29日 4,045円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～平成20年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	資本 付与日 発行価格 組入額 平成15年6月27日 2,580円 1,290円 平成15年8月29日 4,045円 2,023円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の各号の一に該当する場合、新株予約権を行使することができない。 (イ) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき。ただし、当社が相当と認め、新株予約権者に通知した場合には、新株予約権を行使することができる。 (ロ) 新株予約権者が死亡したとき。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(ハ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権付与契約（当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2003。）の規定に違反し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>2. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>3. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>4. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、旧商法第221条第6項が準用する旧商法第220条ノ6に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—————	—————

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	4,630個	4,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	926,000株	920,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,732円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成21年3月31日	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,732円 資本組入額 1,866円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の各号の一に該当する場合、新株予約権を行使することができない。なお、下記（イ）における、新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断ならびに（二）および（ホ）における、新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>（イ） 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき。ただし、当社が相当と認め、新株予約権者に通知した場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>（ロ） 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>（ハ） 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>（ニ） 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>（ホ） 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権付与契約（当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2004。）の規定に違反し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>2. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>3. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>4. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、旧商法第221条第6項が準用する旧商法第220条ノ6に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。</p>	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—————	—————

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成17年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)										
新株予約権の数	6,530個	6,480個										
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—										
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左										
新株予約権の目的となる株式の数	1,305,980株	1,295,980株										
新株予約権の行使時の払込金額	<table border="0"> <tr> <td>付与日</td> <td>1株当たり</td> </tr> <tr> <td>平成17年7月4日</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月1日</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月28日</td> <td>6,702円</td> </tr> </table>	付与日	1株当たり	平成17年7月4日	4,300円	平成17年12月1日	4,300円	平成18年2月28日	6,702円	同左		
付与日	1株当たり											
平成17年7月4日	4,300円											
平成17年12月1日	4,300円											
平成18年2月28日	6,702円											
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成22年3月31日	同左										
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> <tr> <td>付与日</td> <td>発行価格 組入額</td> </tr> <tr> <td>平成17年7月4日</td> <td>4,300円 2,150円</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月1日</td> <td>4,300円 2,150円</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月28日</td> <td>6,702円 3,351円</td> </tr> </table>		資本	付与日	発行価格 組入額	平成17年7月4日	4,300円 2,150円	平成17年12月1日	4,300円 2,150円	平成18年2月28日	6,702円 3,351円	同左
	資本											
付与日	発行価格 組入額											
平成17年7月4日	4,300円 2,150円											
平成17年12月1日	4,300円 2,150円											
平成18年2月28日	6,702円 3,351円											
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）は、次の各号の一に該当する場合、新株予約権を行使することができない。なお、下記（イ）における、新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断ならびに（ニ）および（ホ）における、新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>（イ） 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき。ただし、当社が相当と認め、新株予約権者に通知した場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>（ロ） 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>（ハ） 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p>	同左										

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(ニ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権付与契約（当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2005。）の規定に違反し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>2. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>3. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>4. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、旧商法第221条第6項が準用する旧商法第220条ノ6に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	_____	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____	_____

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成18年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	5,970個	5,920個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,194,000株	1,184,000株
新株予約権の行使時の払込金額	<p>付与日 1株当たり</p> <p>平成18年7月12日 5,880円</p> <p>平成18年12月1日 6,218円</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成23年3月31日	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<p style="text-align: center;">資本</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">付与日</th> <th style="text-align: center;">発行価格</th> <th style="text-align: center;">組入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18年7月12日</td> <td style="text-align: center;">5,880円</td> <td style="text-align: center;">3,678円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成18年12月1日</td> <td style="text-align: center;">6,218円</td> <td style="text-align: center;">3,926円</td> </tr> </tbody> </table>	付与日	発行価格	組入額	平成18年7月12日	5,880円	3,678円	平成18年12月1日	6,218円	3,926円	同左
付与日	発行価格	組入額									
平成18年7月12日	5,880円	3,678円									
平成18年12月1日	6,218円	3,926円									
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。 	同左									
新株予約権の譲渡に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(へ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。) (ハ) 新株予約権者が死亡したとき。 (ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 (ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。) 	同左									

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	(へ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2006。)の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。)	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—————	—————

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより平成18年7月12日付与分の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成18年6月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,800個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	360,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,880円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成23年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 5,880円 資本組入額 3,678円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(へ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたとき。</p> <p>(ロ) 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき（ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。）。</p> <p>(ハ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき（ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。）。</p> <p>(ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき（ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。）。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成19年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	5,950個	5,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	595,000株	590,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,563円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成24年3月31日	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<p style="text-align: center;">資本</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">付与日</th> <th style="text-align: center;">発行価格</th> <th style="text-align: center;">組入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成19年7月12日</td> <td style="text-align: center;">5,563円</td> <td style="text-align: center;">3,339円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成19年9月26日</td> <td style="text-align: center;">5,563円</td> <td style="text-align: center;">2,922円</td> </tr> </tbody> </table>	付与日	発行価格	組入額	平成19年7月12日	5,563円	3,339円	平成19年9月26日	5,563円	2,922円	同左
付与日	発行価格	組入額									
平成19年7月12日	5,563円	3,339円									
平成19年9月26日	5,563円	2,922円									
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。 	同左									
新株予約権の譲渡に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。なお、下記 <ul style="list-style-type: none"> (ロ) における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに (ホ) および (へ) における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき（ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。）。 (ハ) 新株予約権者が死亡したとき。 (ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 	同左									

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	(ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。) (ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2007)の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—————	—————

(平成19年6月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,840個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	184,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,563円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成24年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 5,563円 資本組入額 3,339円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。なお、下記</p> <p>(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(へ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。</p> <p>(ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。)</p> <p>(ハ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p> <p>(へ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p>	同左
代用払込みにに関する事項	_____	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____	_____

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	199,566,770	—	32,363	—	32,973

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
みずほ信託退職給付信託富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号	20,143	10.09
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,266	8.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,175	6.10
カリヨン デイーエムエイ オーテシシー (常任代理人 カリヨン証券会社)	9, QUAI DU PRESIDENT PAUL DOUMER BUREAU 9D VB 0707 6 92920 PARIS LA DEFENSE CEDEX FRANCE (東京都港区東新橋1丁目9番2号)	4,549	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,422	2.22
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリ ティーズ(ジャパン) リミテッド (ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	東京都千代田区大手町1丁目7番2号	4,288	2.15
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	3,984	2.00
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	3,450	1.73
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,217	1.61
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番2号	3,093	1.55
計	—	75,587	37.88

(注) 1. 上記のほか、自己株式が15,440千株あります。

2. みずほ信託退職給付信託富士通口再信託受託者資産管理サービス信託の所有株式数20,143千株は、富士通株式会社が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については富士通株式会社の指図により行使されることとなっております。

3. 野村証券株式会社から平成19年7月23日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成19年7月13日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は次のとおりであります。

大量保有者(共同保有)	野村証券株式会社他2社
保有株券等の数	11,579,678株
株券等保有割合	5.80%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,440,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,983,100	1,839,831	—
単元未満株式	普通株式 143,670	—	—
発行済株式総数	199,566,770	—	—
総株主の議決権	—	1,839,831	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式8,600株および議決権86個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)アドバンテスト	東京都練馬区旭町 1丁目32番1号	15,440,000	—	15,440,000	7.74
計	—	15,440,000	—	15,440,000	7.74

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	5,770	5,430	5,710	5,490	4,740	4,390
最低(円)	5,100	5,140	5,080	4,580	4,030	3,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役兼専務執行役員	営業担当	取締役兼専務執行役員	技術・生産担当	西浦 淳治	平成19年10月1日
取締役兼専務執行役員	経営企画担当	取締役兼専務執行役員	営業担当	縣 啓二	平成19年10月1日
取締役兼専務執行役員	製品・生産担当	取締役兼専務執行役員	製品担当	得能 孝	平成19年10月1日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第87条の規定に基づき、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、提出会社の中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、当中間会計期間より表示単位未満を四捨五入で記載することに変更いたしました。したがって、前中間会計期間および前事業年度は表示単位未満切り捨て、当中間会計期間は表示単位未満を四捨五入で記載しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表および前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表および当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金および現金同等物		163,635		170,431		196,395	
売上債権 (貸倒引当金控除後)	注3	67,336		58,535		54,264	
棚卸資産	注4	27,040		34,260		31,976	
繰延税金資産		12,471		12,857		9,215	
その他の流動資産		2,626		2,987		2,958	
流動資産計		273,108	78.7	279,070	79.5	294,808	80.5
投資有価証券	注6	11,423	3.3	10,320	2.9	11,370	3.1
有形固定資産(純額)	注5	50,002	14.4	50,532	14.4	49,650	13.6
繰延税金資産		7,783	2.2	3,048	0.9	2,690	0.7
無形資産(純額)		2,973	0.9	3,298	0.9	3,101	0.8
その他の資産		1,800	0.5	4,695	1.4	4,755	1.3
資産合計		347,089	100.0	350,963	100.0	366,374	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
1年内返済予定長期債務		10		5		10	
買掛金		22,915		22,890		29,095	
未払法人税等		10,831		10,106		9,370	
未払費用		11,780		12,624		13,637	
製品保証引当金		4,373		4,032		4,135	
その他の流動負債		3,532		5,113		4,405	
流動負債計		53,441	15.4	54,770	15.6	60,652	16.6
長期債務(1年内返済予定分 を除く)		5	0.0	-	-	-	-
未払退職および年金費用	注12	11,420	3.3	7,709	2.2	8,267	2.2
その他の固定負債		3,550	1.0	2,090	0.6	2,658	0.7
負債合計		68,416	19.7	64,569	18.4	71,577	19.5
契約債務および偶発債務	注15						
(資本の部)							
資本金		32,363	9.3	32,363	9.2	32,363	8.8
資本剰余金		37,702	10.9	39,499	11.3	39,256	10.7
利益剰余金		262,875	75.7	283,843	80.8	273,082	74.6
その他の包括利益(△損失) 累計額	注 6,10	1,757	0.5	3,000	0.9	3,652	1.0
自己株式		△56,024	△16.1	△72,311	△20.6	△53,556	△14.6
資本合計		278,673	80.3	286,394	81.6	294,797	80.5
負債および資本合計		347,089	100.0	350,963	100.0	366,374	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
資本の部の補足情報				
発行可能株式総数		440,000,000株	440,000,000株	440,000,000株
発行済株式総数		199,566,770株	199,566,770株	199,566,770株
自己株式数		12,468,808株	15,440,097株	11,916,485株

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			120,492	100.0		114,863	100.0		235,012	100.0
売上原価			55,493	46.1		52,839	46.0		108,718	46.3
売上総利益			64,999	53.9		62,024	54.0		126,294	53.7
研究開発費			14,121	11.7		16,361	14.2		29,509	12.6
販売費および一般管理費	注2 (g), 11		18,679	15.5		21,016	18.3		39,993	16.9
営業利益			32,199	26.7		24,647	21.5		56,792	24.2
その他収益(△その他費用)										
受取利息および受取配当 金		1,384			2,170			3,026		
支払利息		△8			△6			△16		
その他	注6, 7	376	1,752	1.5	549	2,713	2.3	1,288	4,298	1.8
税引前中間(当期) 純利益			33,951	28.2		27,360	23.8		61,090	26.0
法人税等			11,747	9.8		10,426	9.1		25,520	10.9
持分法投資利益(△損失)			—	—		△4	△0.0		△14	△0.0
中間(当期)純利益			22,204	18.4		16,930	14.7		35,556	15.1

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)		
1株当たり中間 (当期)純利益	注14						
基本的		118.79		91.52		190.01	
希薄化後		118.03		91.24		188.85	

③【中間連結資本勘定計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包括 利益（△損 失）累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
平成18年3月31日 残高		32,363	37,147	245,090	1,344	△58,017	257,927
包括利益							
中間純利益				22,204			22,204
その他の包括利益（△損失） （税効果調整後）	注 6,10						
為替換算調整額					813		813
純未実現有価証券評価損益					△400		△400
中間包括利益							22,617
配当金				△4,200			△4,200
ストック・オプションによる 報酬費用	注11		648				648
ストック・オプション行使によ る減少等			△93			2,004	1,911
自己株式の取得						△18	△18
自己株式の処分				△219		7	△212
平成18年9月30日 残高		32,363	37,702	262,875	1,757	△56,024	278,673

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包括 利益（△損 失）累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
平成19年3月31日 残高		32,363	39,256	273,082	3,652	△53,556	294,797
包括利益							
中間純利益				16,930			16,930
その他の包括利益（△損失） （税効果調整後）	注 6,10						
為替換算調整額					△21		△21
純未実現有価証券評価損益					△619		△619
年金債務調整					△12		△12
中間包括利益							16,278
配当金				△6,099			△6,099
ストック・オプションによる 報酬費用	注11		289				289
ストック・オプション行使によ る減少等			△46			365	319
自己株式の取得						△19,121	△19,121
自己株式の処分				△70		1	△69
平成19年9月30日 残高		32,363	39,499	283,843	3,000	△72,311	286,394

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包括 利益（△損 失）累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
平成18年3月31日 残高		32,363	37,147	245,090	1,344	△58,017	257,927
包括利益							
当期純利益				35,556			35,556
その他の包括利益（△損失） （税効果調整後）	注 6,10						
為替換算調整額					1,123		1,123
純未実現有価証券評価損益					△362		△362
当期包括利益							36,317
基準書第158号の適用による 調整（税効果調整後）					1,547		1,547
配当金				△7,474			△7,474
ストック・オプションによる 報酬費用	注11		2,566				2,566
ストック・オプション行使によ る減少等			△457			4,520	4,063
自己株式の取得						△68	△68
自己株式の処分				△90		9	△81
平成19年3月31日 残高		32,363	39,256	273,082	3,652	△53,556	294,797

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益		22,204	16,930	35,556
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整				
減価償却費		3,810	3,884	8,214
繰延法人税等		915	△3,610	7,381
ストック・オプションによる報酬費用		648	289	2,566
売上債権の増減(△増加)		2,180	△4,321	15,563
棚卸資産の増減(△増加)		2,835	△2,249	△2,054
買掛金の増減(△減少)		△9,390	△6,258	△3,318
未払法人税等の増減(△減少)		△9,156	731	△10,586
未払費用の増減(△減少)		△1,013	△1,003	815
製品保証引当金の増減(△減少)		△403	△103	△641
未払退職および年金費用の増減(△減少)		△873	△575	△1,437
その他	注6	434	2,292	△3,108
営業活動によるキャッシュ・フロー 計		12,191	6,007	48,951
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
市場性のない有価証券の売却による収入		—	41	20
市場性のない有価証券の購入額		—	△117	—
有形固定資産の売却による収入		63	213	541
無形資産の購入額		△449	△517	△897
有形固定資産の購入額		△4,105	△5,792	△7,511
その他		△33	△182	△166
投資活動によるキャッシュ・フロー 計		△4,524	△6,354	△8,013

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期債務の返済による支出		△25	△5	△30
自己株式の売却による収入		1,698	249	3,913
自己株式の取得による支出		△18	△19,121	△68
配当金の支払額		△4,193	△6,087	△7,468
その他		△4	△4	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー計		△2,542	△24,968	△3,662
IV 現金および現金同等物に係る換算差額		585	△649	1,194
V 現金および現金同等物の純増減額(△減少)		5,710	△25,964	38,470
VI 現金および現金同等物の期首残高		157,925	196,395	157,925
VII 現金および現金同等物の中間期末(期末)残高		163,635	170,431	196,395

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
補足情報				
期中支払額				
法人税等		19,301	12,525	29,284
利息		9	13	16

中間連結財務諸表注記

注1. 会計処理の原則および手続ならびに中間連結財務諸表の表示方法

(a) 中間連結財務諸表が準拠している用語、様式および作成方法

当社および当社の連結子会社（以下「アドバンテスト」）の中間連結財務諸表は、米国預託証券の発行等に関して要請されている米国における会計処理の原則および手続ならびに用語、様式および作成方法（会計調査公報（ARB）、会計原則審議会（APB）意見書、財務会計基準書（SFAS）等、以下「米国会計基準」）に準拠して作成しております。なお、アドバンテストの個別財務諸表は、所在国において一般に認められた会計基準に準拠して作成されており、米国において一般に認められた会計基準に合致させるために必要な修正を行っております。

(b) 連結財務諸表の作成状況および米国証券取引委員会における登録状況

当社は平成13年9月17日（現地時間）にニューヨーク証券取引所に上場（ADR（米国預託証券）を発行）し、平成13年3月期以降、Form 20-F（わが国の有価証券報告書に相当）を米国証券取引委員会に登録しております。なお、Form 20-Fの登録に際し、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成しております。

(c) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

アドバンテストの中間連結財務諸表は、当社および当社が過半数の株式を所有する子会社の財務諸表を含んでおります。米国財務会計基準審議会（FASB）による解釈指針第46号（平成15年12月改訂）「変動持分事業体の連結」に規定される変動持分事業体については、連結の範囲に含めるべき重要な事業体はありません。すべての重要な連結会社間の取引および債権債務は消去されております。

アドバンテストの連結子会社数および持分法適用関連会社数は以下のとおりであります。

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	増 減
	国内	24	23	1
	海外	17	17	0
連結子会社		41	40	1
持分法適用関連会社		1	1	0
合 計		42	41	1

異動状況：

連結子会社 新規 1社： 株式会社アドバンテスト コンポーネント（注）

（注）株式会社アドバンテスト コンポーネントは、平成19年6月1日付で、半導体試験装置用キーデバイス、その他電子部品の開発・製造を行う子会社として設立いたしました。

(d) 日本会計基準に準拠して作成する場合との主要な相違点

アドバンテストが採用する会計処理の原則および手続ならびに表示方法のうち、わが国の会計処理の原則および手続ならびに表示方法に準拠して作成する場合との主要な相違の内容は次のとおりであります。

① リース取引の会計処理

主要なリース取引については、その契約内容がSFAS第13号「リース会計」の規定するキャピタル・リースに該当する場合、有形固定資産およびキャピタル・リース債務を計上しております。

② 有給休暇引当金

将来の休暇について従業員が給与を受け取れる権利に対して、SFAS第43号「有給休暇の会計」に準拠して、引当金を計上しております。

③ 未払退職および年金費用

SFAS第87号「年金に関する事業主の会計」およびSFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」に準拠して会計処理しており、年金制度の財政状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識することとしております。

④のれん

SFAS第142号「のれんおよびその他の無形資産」に準拠して、のれんの規則的償却を行わず、少なくとも1年に一度は減損のテストにより減損の評価を行うこととしております。

注2. 事業の内容および重要な会計方針

(a) 事業の内容

アドバンテストは、半導体・部品テストシステムの製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。

半導体・部品テストシステム事業部門は、半導体・電子部品産業においてテストシステム製品を顧客に提供することを事業としております。この事業部門は、メモリ半導体デバイスのテストシステムであるメモリ半導体用テストシステム、非メモリ半導体デバイスのテストシステムであるS o C半導体用テストシステムなどの製品群を事業内容としております。

メカトロニクス関連事業部門は、半導体デバイスをハンドリングするメカトロニクス応用製品のテスト・ハンドラ、被測定物とのインタフェースであるデバイス・インタフェースおよびナノテクノロジー関連の製品群を事業内容としております。

サービス他部門の内容は、上記の事業に関連した総合的な顧客ソリューションの提供、サポート・サービスおよび機器リース事業等で構成されております。

(b) 現金同等物

現金同等物は、主に満期が3ヶ月以内の預金および譲渡性預金からなっております。アドバンテストは、取得日から満期が3ヶ月以内に到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物とみなしております。

(c) 貸倒引当金

アドバンテストは、回収可能性に照らして売上債権が過大なることを防ぐために貸倒引当金を計上しており、当該引当金はアドバンテストの売上債権に影響を与えることが十分に考えられる貸倒損失に対する最善の見積額であります。アドバンテストは一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(d) 棚卸資産

棚卸資産は、原価または時価のいずれか低い金額で評価しております。原価は平均法によって算出しております。

(e) 投資有価証券

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在の投資有価証券は、市場性のある持分証券、市場性のない持分証券および関連会社に対する投資で構成されております。公正価値は市場価格、予測現在価値割引キャッシュ・フローあるいはその他合理的と判断される評価方法にて決定されます。

市場性のある持分証券

アドバンテストは、市場性のある持分証券を売却可能有価証券として分類しております。

売却可能有価証券は公正価値で計上されております。売却可能有価証券の未実現保有損益は、税効果考慮後で、実現するまでその他の包括利益（損失）の一項目として表示されております。売却可能有価証券の公正価値について原価を下回る状況が一時的ではないと判断した場合は、減損を認識しております。評価減は費用とし、有価証券の新たな原価が決まります。配当は收受した際に収益として認識されております。

アドバンテストは、継続的に売却可能有価証券の減損の可能性につき評価を行っております。一時的ではない減損の兆候が存在しているかどうかを判断するにあたっては、評価時点の1株当たり帳簿価額に対する1株当たり市場価格の比率と取得時点の同比率との変化の度合い、各投資先会社の財務状態と今後の見通し、投資先会社が事業を営んでいる事業環境、売却可能有価証券の公正価値が帳簿価額を下回っている期間などの要素を考慮しております。減損の計上額は、その投資の帳簿価額が当該資産の公正価値を上回る金額を減損額として算出しております。

売却された有価証券の原価あるいはその他の包括利益（損失）累計額から損益に振替られた金額は、平均原価法により計算されております。

市場性のない持分証券

市場性のない持分証券は、取得原価で計上されており、定期的に減損の可能性につき評価を行っております。これらの持分証券の価値が下落したと評価され、その下落が一時的ではないと判断した場合は、投資の減損を認識し、公正価値まで切り下げております。評価減は費用とし、有価証券の新たな原価が決まります。

関連会社に対する投資

アドバンテストは、支配力を有しないが営業活動および財政状態に重要な影響を及ぼす関連会社に対する投資については、持分法を適用しております。すべての重要な関連会社からの内部利益は消去されております。

(f) デリバティブ取引

すべてのデリバティブは、公正価値で計上しております。デリバティブの公正価値の変化（利益または損失）の会計処理は、ヘッジとして指定される要件を満たすか否か、また満たした場合はそれを保有する理由によります。特定の条件が満たされれば、デリバティブを、公正価値、キャッシュ・フロー、または為替の変動リスクに対するヘッジとして指定することができます。

ヘッジ対象のリスクが公正価値の変動リスクである場合、デリバティブによって発生した利益または損失は変動した期間の損益として計上され、その損益はヘッジ対象の資産および負債に係る損益と相殺されます。ヘッジ対象のリスクがキャッシュ・フローリスクである場合、デリバティブによって発生した損益のうちの有効部分は当初はその他の包括利益（損失）として計上され、予定取引が利益に影響を与える際に損益に再分類されます。ヘッジの有効性の評価から除外された金額、および利益または損失のうちの非有効部分は直ちに損益として計上されます。デリバティブがヘッジとして指定されない場合、利益または損失は変動のあった期間の損益として計上されます。

アドバンテストは売上債権に係る為替相場の変動に起因する為替リスクを軽減するために、為替予約契約を締結しております。ただしこれらの契約はSFAS第133号「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理」で規定されているヘッジ要件を満たさないため、ヘッジ会計を適用しておりません。

為替予約はおおむね数ヶ月以内に満期が到来します。それらの契約は、当該契約から発生する利益および損失が当該リスクから発生する為替差益および差損を相殺することにより為替変動リスクを軽減するために利用されております。為替予約の公正価値の変動はその他収益（費用）に計上されております。

アドバンテストは投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(g) 有形固定資産

有形固定資産は取得原価で表示しております。

減価償却費は、従来、当社および国内子会社においては、見積耐用年数に基づき主として定率法により、海外子会社においては、見積耐用年数に基づき定額法で計算しておりました。

当社および国内子会社は、平成19年4月1日より、機械装置および工具器具備品の減価償却方法を、減価償却費を帳簿残高の一定率とした定率法から250%定率法に変更しております。この変更に関連して、見積残存価額も減額しております。250%定率法は、当社の製品ライフサイクルの実態に鑑みて、当社および国内子会社の機械装置および工具器具備品の原価配分を関連収益により適切に対応させますので、より望ましい方法であると考えております。SFAS第154号「会計上の変更および誤謬の修正—APB意見書第20号およびSFAS第3号の差し替え」に準拠し、この減価償却方法の変更は、会計方針の変更による会計上の見積りの変更となります。したがって、変更による影響は将来にわたって計上されることとなります。これにより、従来の方と比較して、税引前中間純利益および中間純利益は、それぞれ359百万円および214百万円減少しております。

主な設備の減価償却期間は、建物については15年から50年、機械装置については4年から10年、工具器具備品については2年から5年であります。

(h) 無形資産およびその他の資産

無形資産は、主としてのれんおよび内部利用コンピュータ・ソフトウェアからなっております。その他の資産は、投資有価証券を除く投資、敷金保証金および前払費用からなり、個別の項目でアドバンテストの連結財務諸表にとって重要なものではありません。

アドバンテストは、内部利用目的のソフトウェアを購入または開発するための特定のコストを資産に計上しております。内部利用目的のソフトウェアを開発するためのコストについては、プロジェクト初期段階に発生したコスト（プロジェクトに関する戦略の決定、処理内容およびシステムの要求の決定、ならびにベンダーによるデモンストラーションのためのコストを含む）を、全額費用に計上しております。プロジェクト初期段階経過後から導入段階までに発生したコストは、資産に計上しております。また、アドバンテストは、研修や保守コスト等の、導入後に内部利用ソフトウェアに関連して発生するコストも、費用に計上しております。

半導体テストシステムの一部となる販売用ソフトウェア製品を開発するためのコストについては、SFAS第86号

「販売、リースまたは他の方法により売却するためのコンピュータ・ソフトウェアの会計」に従い、技術的実行可能性の実現後、ソフトウェア製品が顧客へ出荷が可能になる時点までに発生したコストは資産計上しております。また、それ以外のコストは、全額費用に計上しております。

ソフトウェアは、主に3年から5年の見積耐用年数で、定額法により償却しております。

企業結合については、SFAS第141号「企業結合」に従い、パーチェス法で会計処理することとしております。SFAS第141号は、取得時にのれんを除く無形資産の認識について具体的な基準を設定しております。のれんおよび耐用年数を見積ることができないその他の無形資産は、SFAS第142号「のれんおよびその他の無形資産」に従い、規則的な償却を行わず、かわりに少なくとも1年に一度は減損テストを行っております。耐用年数を見積ることのできる無形資産はその耐用年数にわたって償却し、SFAS第144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」に従って減損の検討を行っております。

(i) 長期性資産の減損

アドバンテストは、SFAS第144号に従って長期性資産の減損を評価しております。SFAS第144号は長期性資産および明確な耐用年数を持つ特定の識別可能な無形資産（非償却性資産を除く）について、資産の帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の検討を行うことを要求しております。会社が所有および使用している資産の回収可能性は、その帳簿価額を、当該資産から生じると期待される割引前将来純キャッシュ・フローと比較することによって判断しております。資産に減損が発生していると考えられる場合、資産の帳簿価額が当該資産の公正価値を上回る金額を減損額として算定しております。

(j) 製品保証引当金

アドバンテストの製品は一般に製品保証の対象となり、アドバンテストは売上を計上する時点でその予想費用を引当金として計上しております。保証期間における修理およびサポートを将来提供するため、保証期間にわたる見積修理およびサポート費用を、実際の修理費用の売上に対する発生率に基づいて引き当てております。

(k) 未払退職および年金費用

当社および一部の子会社は、ほぼすべての従業員を対象とする確定給付型の退職給付制度を有しております。その他の包括利益（損失）累計額に計上される過去勤務費用および年金数理差異は、従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法で償却されます。

平成19年3月31日に、SFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」を適用したことにより、前連結会計年度末から、年金制度の財政状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益（損失）累計額に計上しております。この調整は、これまで未認識であった年金数理上の純損失および過去勤務費用についてであり、前中間連結会計期間末までは、SFAS第87号「年金に関する事業主の会計」に従い、連結貸借対照表上、財政状況と相殺しておりました。

(l) 収益の認識

証券取引委員会が発行する職員会計公報(SAB)第104号「収益認識」のガイダンスに従い、アドバンテストは以下の条件を満たした時に収益を認識しております。それらの条件とは、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在すること、製品の納入および役務の提供が行われたこと、販売価格が固定もしくは確定可能であること、回収が合理的に保証されていることであります。

ソフトウェアがハードウェア製品の付随品以上の用途をなす場合のソフトウェア組込機器製品に係る収益認識は、米国公認会計士協会が発行する参考意見書(SOP)第97-2号「ソフトウェアの収益認識」およびSOP第98-9号「特定の取引に関するソフトウェアの収益の認識-SOP第97-2号の改訂」に従い、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在すること、製品の納入が行われたこと、販売価格が固定もしくは確定可能であること、および回収可能性が高いことを条件に行っております。未納入の製品またはサービスが納入済みの製品またはサービスの機能上で重要でない場合においては、個々の構成単位の収益を、それぞれの納入またはサービス提供時点で認識しております。

製品売上

設置作業を必要とする製品の売上は、設置がその製品の機能に対して必要不可欠であるということから、関連する設置作業が完了した時点で計上しております。なお、検収に不確実性のあるものについては、顧客の検収時点で売上を計上し、最終支払に関する請求権が得られるまでは、一部の収益を繰り延べております。

設置作業を必要としない製品および部品の売上は、所有権およびリスクの移転が出荷時の場合は出荷時に、顧客納入時の場合は顧客納入時に、それぞれ計上しております。

長期役務提供契約に基づく売上

金額が固定されている長期の役務提供契約からの収益は、契約期間にわたり均等に計上しております。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースによる収益は、主としてリース期間にわたり均等に計上しております。

複数の製品・サービスの提供

複数の製品・役務の提供については、米国発生問題専門委員会論点第00-21号（EITF第00-21号）「複数の製品・役務の提供」あるいはSOP第97-2号に従い、会計処理することとしております。

アドバンテストは、収益を配分するために、複数の製品・役務の提供契約における各構成要素の公正価値の客観的な証拠（SOP第97-2号の場合は販売者特有の客観的証拠）を入手し、構成要素毎に収益認識要件を満たした時点で売上を計上します。もし、収益認識要件が満たされない場合は、要件がすべて満たされるか、最後の未提供要素が提供されるまで売上は繰り延べられます。また、提供済の要素に係る公正価値の客観的証拠が無い場合、収益を未提供の構成要素の公正価値に配分し、残りの収益を提供済要素に配分しております。通常、公正価値は製品・役務が別個に販売された時に請求する価格により決定されます。

(m) 研究開発費

研究開発費は発生時に全額費用として処理しております。

(n) 株式に基づく報酬

アドバンテストは、株式に基づく報酬費用をSFAS第123号改「株式ベースの支払い」に基づく公正価値で評価し損益計算書で認識しております。ストック・オプションに係る公正価値はブラックショールズ・オプションプライシングモデルにより算定されております。

期待配当率は、アドバンテストの過去の配当率などを考慮のうえ決定しております。リスクフリーレートは、予想権利行使期間に相当する期間の付与時の国債利回りなどを考慮のうえ決定しております。期待ボラティリティは、アドバンテストの過去の株価に関するボラティリティおよびそのすう勢などを考慮のうえ決定しております。予想権利行使期間は、アドバンテストの過去の権利行使状況、権利確定後の退職状況などに基づき決定しております。

(o) 法人税等

法人税等は資産負債法に基づき計上しております。財務諸表上の資産および負債の帳簿価額とそれらの税務上の金額との差異、繰越欠損金、ならびに繰越税額控除に起因する将来の見積り税効果について、繰延税金資産および負債を計上しております。繰延税金資産および負債は、それらの一時的差異が解消されると見込まれる年度の課税所得に対して適用される法定税率を使用し計上しております。税率変更による繰延税金資産および負債への影響は、その税率変更に係る日を含む年度の損益として計上されております。アドバンテストは、評価引当金を計上することにより繰延税金資産を実現可能と見込まれる額まで減額しております。

平成19年4月1日より、法人税等の不確実な税務ポジションについては、FASB解釈指針第48号「法人税等の不確実性に関する会計処理—SFAS第109号の解釈」（以下「解釈指針第48号」という。）に従い、連結財務諸表における認識・測定をしております。解釈指針第48号の適用による経営成績および財政状態への影響は軽微であります。

(p) 1株当たり純利益

基本的1株当たり純利益は、純利益を期中の平均発行済株式数で除することによって計算しております。希薄化後1株当たり純利益は、純利益を平均発行済株式数にストック・オプションが行使された場合に発行される潜在的な希薄化効果のある追加株式を加えたもので除することにより計算しております。

(q) 外貨表示の財務諸表

SFAS第52号「外貨の換算」に準拠し、機能通貨が現地通貨である海外子会社の財務諸表は、資産および負債項目は決算日の為替レートにより、収益および費用項目は期中平均レートにより換算し、その結果生じる為替換算調整額はその他の包括利益（損失）累計額として計上しております。機能通貨が日本円である海外子会社の財務諸表は、日本円により再測定し、その結果生じるすべての為替差損益は、再測定された期間のその他収益（費用）として計上しております。

(r)外貨建取引

外貨建資産および負債は決算日の為替相場により換算しております。外貨建のすべての収益および費用はその取引が生じた時の為替相場により換算しております。その結果生じた為替差損益はその他収益（費用）に計上しております。

(s)見積りの使用

アドバンテストの経営者は、米国において一般に認められる会計基準に従って連結財務諸表を作成するために、決算日現在の資産および負債の報告、ならびに偶発的な資産および債務の開示、また開示期間の収益および費用の報告に関する種々の見積りと仮定を行っております。このような見積りと仮定が関係する主な項目は、売上債権、棚卸資産および繰延税金資産の評価、製品保証費等の引当額、ならびに従業員の退職給付制度に係る資産および負債であります。実際の結果はそれらの見積りと異なることがあります。

(t)組替

当中間連結会計期間末における表示に合わせるために、前中間連結会計期間の連結財務諸表を組替えております。

注3. 売上債権

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在における売上債権の内訳は次のとおりであります。

	単位：百万円		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
受取手形	2,857	5,428	10,016
売掛金	66,534	53,378	44,453
	69,391	58,806	54,469
控除 貸倒引当金	2,055	271	205
期末残高	67,336	58,535	54,264

注4. 棚卸資産

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	単位：百万円		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
製品	6,001	8,955	7,616
仕掛品	15,698	19,108	18,977
原材料および貯蔵品	5,341	6,197	5,383
	27,040	34,260	31,976

注5. 有形固定資産

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在における有形固定資産の内訳は次のとおりであります。

	単位：百万円		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
土地	18,995	18,601	18,606
建物	49,181	49,642	49,266
機械装置	30,150	30,144	31,161
工具器具備品	25,236	26,197	26,101
建設仮勘定	243	2,068	354
	123,805	126,652	125,488
控除 減価償却累計額	73,803	76,120	75,838
	50,002	50,532	49,650

注6. 投資有価証券

市場性のある投資有価証券は持分証券からなります。平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在の取得原価、総未実現利益、総未実現損失および公正価値は以下のとおりであります。

	単位：百万円		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
非流動：			
売却可能有価証券：			
株式			
取得原価	4,315	4,173	4,224
総未実現利益	3,885	2,915	3,956
総未実現損失	5	-	10
公正価値	8,195	7,088	8,170

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における売却可能持分証券に係る総実現利益および総実現損失は以下のとおりであります。

	単位：百万円								
	平成18年9月30日			平成19年9月30日			平成19年3月31日		
	総実現利益	総実現損失	総実現損益 (純額)	総実現利益	総実現損失	総実現損益 (純額)	総実現利益	総実現損失	総実現損益 (純額)
非流動：									
売却可能有価証券：									
株式	-	-	-	0	-	0	0	-	0

平均原価法に基づく総実現損益の純額は、当中間連結会計期間および前連結会計年度においてそれぞれ0百万円(益)であり、中間連結損益計算書および連結損益計算書の「その他収益(その他費用)」ならびに中間連結キャッシュ・フロー計算書および連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」の項目に含まれております。

当中間連結会計期間および前連結会計年度における売却可能有価証券の売却額はそれぞれ0百万円であります。一部の売却可能有価証券について、平成19年9月30日現在において、一時的でない減損が発生したため公正価値まで評価減を行い、51百万円の評価損を計上しております。

平成19年9月30日現在において未実現損失が生じている売却可能有価証券は存在しておりません。

アドバンテストは、市場性のない持分証券を、原価で計上しております。これらの市場性のない持分証券の平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在の帳簿価額は3,228百万円、3,232百万円および3,200百万円です。このうち、それぞれ3,128百万円、3,213百万円および3,100百万円の市場性のない持分証券については、その公正価値の見積もりが実務的でなく、その公正価値に対して著しく悪い影響を及ぼすかもしれない事象の発生または状況の変化が認められなかったため、公正価値の見積もりを行っておりません。市場性のない持分証券について、その公正価値の見積もりが実務的でないのは、即時に決定できる公正価値が存在しないこと、公正価値の見積りに多額の費用が必要であることからであります。減損の兆候が認められる市場性のない持分証券は、減損が発生しており、それが一時的でないかを検討しております。その減損が一時的でない場合には、減損を計上しております。

注7. デリバティブ

アドバンテストは、デリバティブを主に為替リスクを軽減するために利用しております。アドバンテストは、投機目的でデリバティブを保有または発行していません。また、これらのデリバティブに関して担保を要求することも、また担保を提供することもしていません。

デリバティブは、契約の相手先が契約不履行となる場合のリスク要因を見込んでおります。ただし、アドバンテストは、契約の相手先を所定の信用力のガイドラインを満たす主要な国際的銀行および金融機関に限定することにより、リスクを最小限にしております。アドバンテストの経営者は、いかなる相手先も債務不履行になることを予想していません。したがって相手先の債務不履行のために発生するどのような損失も予想していません。

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在、アドバンテストは、日本円、米ドルおよびユーロといった通貨を交換するための為替予約を保有しております。これらの契約金額は平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在、6,753百万円、5,446百万円および5,355百万円です。

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在のアドバンテストの為替予約の帳簿価額と見積り公正価値は以下のとおりであります。

	単位：百万円					
	平成18年9月30日		平成19年9月30日		平成19年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産：						
為替予約：	30	30	3	3	51	51
金融負債：						
為替予約	27	27	—	—	—	—

これらの契約はSFAS第133号に規定されているヘッジの要件を満たさないため、ヘッジ会計を適用していません。公正価値の変動はその他収益（その他費用）の項目で損益として計上しております。

注8. リース—賃貸人

アドバンテストは、顧客に対して半導体テストシステムのリースを行っております。すべてのリースはオペレーティング・リースに分類されております。

解約不能のオペレーティング・リースに関して、平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在における将来収受する最低リース料収入は次のとおりであります。

	単位：百万円		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
1年内	1,879	1,896	1,757
1年超	606	320	352
将来の最低リース料収入合計	2,485	2,216	2,109

注9. リース-賃借人

アドバンテストは、主として事務所および備品について、解約不能のオペレーティング・リースを行っております。

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在の（当初のまたは残存する期間が1年超の）解約不能のオペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料は次のとおりであります。

単位：百万円

	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
1年内	455	452	326
1年超	409	1,513	248
将来の最低支払リース料合計	864	1,965	574

注10. その他の包括利益（損失）

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在のその他の包括利益（損失）累計額の内訳は次のとおりであります。

単位：百万円

	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
為替換算調整額	△565	△276	△255
純末実現有価証券評価損益	2,322	1,741	2,360
年金債務調整	-	1,535	1,547
その他の包括利益（△損失）累計額	1,757	3,000	3,652

注11. 株式に基づく報酬

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における株式に基づく報酬費用は648百万円、289百万円および2,566百万円であり、それらは連結損益計算書上、販売費および一般管理費に含まれております。

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度に付与されたストック・オプションの1株当たりの加重平均公正価格は、次の加重平均想定値を利用してブラックショールズ・オプションプライシングモデルに基づいて計算すると、付与日において1,232円、1,113円および1,476円であります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
期待配当率	0.5%	0.7%	0.5%
リスクフリーレート	1.0%	1.3%	1.1%
期待ボラティリティ	34.2%	31.0%	35.7%
予想権利行使期間	2.4年	3.4年	3.1年

注12. 退職金および年金制度

アドバンテストの退職金および年金制度全体に関わる退職および年金費用（純額）の内訳は次のとおりであります。

単位：百万円

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
期間純年金費用の内訳			
勤務費用	721	846	1,401
利息費用	301	336	601
年金資産の期待収益	△323	△425	△645
未認識分の償却			
年金数理損益（純額）	37	30	74
過去勤務費用	△114	△105	△224
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
期間純年金費用	622	682	1,207

注13. セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

アドバンテストは、半導体・部品テストシステムの製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。SFAS第131号に従い、アドバンテストは3つの営業および報告可能なセグメントを有しております。これらの事業セグメントは製品と市場の性質に基づいて決められます。

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

単位：百万円

	半導体・ 部品テスト システム事業	メカトロ ニクス 関連事業	サービス他	消去または 全社	合計
前中間連結会計期間					
外部顧客に対する売上高	84,305	26,527	9,660	—	120,492
セグメント間の内部売上高	1,669	128	—	△1,797	—
売上高	85,974	26,655	9,660	△1,797	120,492
調整前営業利益（△損失）	26,536	7,554	1,411	△2,654	32,847
（調整）ストック・オプション費用					648
営業利益					32,199

単位：百万円

	半導体・ 部品テスト システム事業	メカトロ ニクス 関連事業	サービス他	消去または 全社	合計
当中間連結会計期間					
外部顧客に対する売上高	83,561	21,144	10,158	—	114,863
セグメント間の内部売上高	1,703	223	—	△1,926	—
売上高	85,264	21,367	10,158	△1,926	114,863
調整前営業利益（△損失）	23,141	3,434	1,610	△3,249	24,936
（調整）ストック・オプション費用					289
営業利益					24,647

単位：百万円

	半導体・ 部品テスト システム事業	メカトロ ニクス 関連事業	サービス他	消去または 全社	合計
前連結会計年度					
外部顧客に対する売上高	164,899	51,801	18,312	—	235,012
セグメント間の内部売上高	2,916	224	—	△3,140	—
売上高	167,815	52,025	18,312	△3,140	235,012
調整前営業利益（△損失）	48,608	13,647	2,870	△5,767	59,358
（調整）ストック・オプション費用					2,566
営業利益					56,792

全社に含まれる営業利益（損失）への調整は、主として全社一般管理費および事業セグメントに割り当てられていない基礎的研究活動に関連する研究開発費であります。

アドバンテストは、ストック・オプション費用調整前営業利益をマネジメントによる事業別セグメントの評価等に使用しております。

【地域別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における外部顧客に対する売上高は次のとおりであります。

単位：百万円

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
日本	48,206	38,699	72,834
米州	6,136	4,974	10,158
欧州	4,876	4,946	11,238
アジア	61,274	66,244	140,782
合計	120,492	114,863	235,012

(注) 1. 外部顧客に対する売上高は顧客の所在地に基づいております。

2. 各区分に属する主な国または地域

(1) 米州……………米国等

(2) 欧州……………ドイツ、ポルトガル、イタリア、マルタ等

(3) アジア……………台湾、韓国、中国等

【所在地別セグメント情報】（補足情報）

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における出荷事業所の所在地別の売上高および営業利益（損失）は次の表のとおりであります。SFAS第131号に従い要求される開示に加えて、アドバンテストはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しております。

前中間連結会計期間	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	69,791	12,483	6,547	31,671	120,492	—	120,492
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	36,606	2,395	641	3,466	43,108	△43,108	—
計	106,397	14,878	7,188	35,137	163,600	△43,108	120,492
営業費用	79,960	12,946	6,419	29,559	128,884	△40,591	88,293
営業利益（△損失）	26,437	1,932	769	5,578	34,716	△2,517	32,199

当中間連結会計期間	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	64,638	4,276	9,810	36,139	114,863	—	114,863
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	37,664	2,396	684	3,277	44,021	△44,021	—
計	102,302	6,672	10,494	39,416	158,884	△44,021	114,863
営業費用	81,836	6,446	9,888	32,684	130,854	△40,638	90,216
営業利益 (△損失)	20,466	226	606	6,732	28,030	△3,383	24,647

前連結会計年度	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	132,035	16,266	17,841	68,870	235,012	—	235,012
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	80,289	4,660	1,271	6,852	93,072	△93,072	—
計	212,324	20,926	19,112	75,722	328,084	△93,072	235,012
営業費用	159,782	19,049	17,426	67,073	263,330	△85,110	178,220
営業利益 (△損失)	52,542	1,877	1,686	8,649	64,754	△7,962	56,792

(注) 1. 国または地域は地理的近接度によって区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

- (1) 米州……………米国等
- (2) 欧州……………ドイツ、フランス等
- (3) アジア……………韓国、台湾、シンガポール等

3. 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用は、主として基礎的研究費および本社管理部門に係る費用であります。なお、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度は、全社の営業費用にストック・オプション費用648百万円、289百万円および2,566百万円を含んでおります。

注14. 1株当たり情報

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度における基本および希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の計算は次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前連結 会計年度	
分子				
中間（当期）純利益	22,204	16,930	35,556	百万円
分母				
基本的平均発行済株式数	186,911,714	184,980,284	187,128,842	株
ストック・オプションの希薄化の影響	1,215,246	568,116	1,141,846	株
希薄化後平均発行済株式数	188,126,960	185,548,400	188,270,688	株
基本的1株当たり中間（当期）純利益	118.79	91.52	190.01	円
希薄化後1株当たり中間（当期）純利益	118.03	91.24	188.85	円

平成18年9月30日、平成19年9月30日および平成19年3月31日現在、アドバンテストは、希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり中間（当期）純利益を希薄化する可能性のある発行済のストック・オプションを1,581,980株、2,336,980株および11,980株有しております。

なお、前中間連結会計期間の1株当たり情報は、平成18年10月1日付で実施した普通株式1株につき2株とする株式分割が前期首に行われたと仮定して算出しております。

注15. 契約債務および偶発債務

アドバンテストは、主に当社の顧客のリース債務について、第三者に対する債務保証を行っております。アドバンテストは、顧客のリース債務不履行時にその債務を保証することを要求されております。平成19年9月30日現在において、それらの割引前の最高支払額は15百万円であります。当該保証債務は、リース対象資産により担保されております。平成19年9月30日現在において、アドバンテストは当該保証債務の公正価値が重要でないため、負債を計上しておりません。

アドバンテストは、通常の事業活動から生じる種々の要求および法的行為にさらされております。これらの事象の最終的な帰結が、アドバンテストの連結上の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重要な影響を与えることはないと考えております。

平成19年9月30日現在の固定資産購入契約残高は、3,160百万円であります。

注16. 重要な後発事象

平成19年10月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 5,500,000株（上限）
- ③取得する期間 平成19年10月29日から平成19年12月28日まで
- ④取得価額の総額 20,000百万円（上限）
- ⑤取得の方法 東京証券取引所における市場買付

なお、平成19年10月31日から平成19年11月13日までに東京証券取引所において普通株式5,500,000株（取得価額17,441百万円）を取得し、本決議に基づく自己株式の取得は完了いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金および預金		88,398		116,942		112,558	
2. 受取手形	※2	844		1,576		4,505	
3. 売掛金		67,352		52,343		56,313	
4. 有価証券		—		3,000		—	
5. 棚卸資産		19,721		25,929		24,274	
6. 未収入金		1,089		471		952	
7. 繰延税金資産		8,331		9,731		9,017	
8. その他		6,852		6,568		6,544	
9. 貸倒引当金		—		△1,325		△983	
流動資産合計		192,591	72.3	215,235	73.5	213,182	73.6
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1. 建物		13,740		14,151		13,461	
2. 土地		17,915		17,623		17,622	
3. その他		6,239		7,730		6,701	
有形固定資産合計		37,894	14.2	39,504	13.5	37,784	13.0
(2) 無形固定資産		1,343	0.5	1,657	0.6	1,467	0.5
(3) 投資その他の資産							
1. 関係会社株式		16,470		16,560		16,480	
2. 繰延税金資産		4,124		4,987		4,791	
3. その他		13,781		14,887		15,991	
投資その他の資産合計		34,376	13.0	36,434	12.4	37,263	12.9
固定資産合計		73,615	27.7	77,595	26.5	76,515	26.4
資産合計		266,206	100.0	292,830	100.0	289,697	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		21,049		20,857		26,407	
2. 未払法人税等		6,910		9,310		8,082	
3. 製品保証引当金		4,395		4,009		4,192	
4. 役員賞与引当金		104		95		203	
5. その他		13,625		14,017		17,473	
流動負債合計		46,085	17.3	48,288	16.5	56,358	19.5
II 固定負債							
1. 長期借入金		5		—		—	
2. 退職給付引当金		6,359		5,858		6,255	
3. その他		2,296		1,722		2,277	
固定負債合計		8,661	3.3	7,580	2.6	8,533	2.9
負債合計		54,746	20.6	55,868	19.1	64,891	22.4

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		32,362	12.2	32,363	11.1	32,362	11.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		32,973		32,973		32,973	
資本剰余金合計		32,973	12.4	32,973	11.3	32,973	11.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		3,083		3,083		3,083	
(2) その他利益剰余金							
海外投資等損失積立金		27,062		27,062		27,062	
別途積立金		146,880		146,880		146,880	
繰越利益剰余金		22,197		62,632		31,347	
利益剰余金合計		199,222	74.8	239,657	81.8	208,372	71.9
4. 自己株式		△56,024	△21.1	△72,311	△24.7	△53,555	△18.5
株主資本合計		208,534	78.3	232,682	79.5	220,152	76.0
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		2,277		1,698		2,315	
評価・換算差額等合計		2,277	0.9	1,698	0.5	2,315	0.8
III 新株予約権		648	0.2	2,582	0.9	2,337	0.8
純資産合計		211,459	79.4	236,962	80.9	224,805	77.6
負債純資産合計		266,206	100.0	292,830	100.0	289,697	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		99,562	100.0	93,074	100.0	197,753	100.0
II 売上原価		50,768	51.0	47,727	51.3	98,195	49.7
売上総利益		48,793	49.0	45,347	48.7	99,558	50.3
III 販売費および一般管理費		27,328	27.4	30,966	33.2	58,054	29.3
営業利益		21,465	21.6	14,381	15.5	41,503	21.0
IV 営業外収益	※1	3,852	3.8	35,160	37.8	5,440	2.8
V 営業外費用	※2	1,024	1.0	1,923	2.1	3,306	1.7
経常利益		24,293	24.4	47,618	51.2	43,638	22.1
税引前中間(当期)純利益		24,293	24.4	47,618	51.2	43,638	22.1
法人税、住民税および事業税		6,774		10,610		14,769	
法人税等調整額		810	7.6	△491	10.9	△567	7.2
中間(当期)純利益		16,707	16.8	37,499	40.3	29,436	14.9

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本								評価・換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				海外 投資等 損失 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高 (百万円)	32,362	32,973	3,083	27,062	121,880	35,204	△58,017	194,548	2,677	-	197,226
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の積立て (注)					25,000	△25,000		-			-
役員賞与(注)						△203		△203			△203
剰余金の配当(注)						△4,199		△4,199			△4,199
中間純利益						16,707		16,707			16,707
自己株式の取得							△18	△18			△18
自己株式の処分							△312	2,010	1,698		1,698
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)									△400	648	247
中間会計期間中の変動額 合計 (百万円)	-	-	-	-	25,000	△13,007	1,992	13,985	△400	648	14,233
平成18年9月30日 残高 (百万円)	32,362	32,973	3,083	27,062	146,880	22,197	△56,024	208,534	2,277	648	211,459

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本								評価・換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				海外 投資等 損失 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高 (百万円)	32,362	32,973	3,083	27,062	146,880	31,347	△53,555	220,152	2,315	2,337	224,805
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当						△6,099		△6,099			△6,099
中間純利益						37,499		37,499			37,499
自己株式の取得							△19,121	△19,121			△19,121
自己株式の処分							△115	365	250		250
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)									△617	245	△372
中間会計期間中の変動額 合計 (百万円)	-	-	-	-	-	31,285	△18,756	12,529	△617	245	12,157
平成19年9月30日 残高 (百万円)	32,363	32,973	3,083	27,062	146,880	62,632	△72,311	232,682	1,698	2,582	236,962

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								評価・換算 差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				海外 投資等 損失 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高 (百万円)	32,362	32,973	3,083	27,062	121,880	35,204	△58,017	194,548	2,677	—	197,226
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立て (注1)					25,000	△25,000		—			—
役員賞与(注2)						△203		△203			△203
剰余金の配当(注3)						△7,473		△7,473			△7,473
当期純利益						29,436		29,436			29,436
自己株式の取得							△67	△67			△67
自己株式の処分						△617	4,529	3,912			3,912
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									△362	2,337	1,975
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	25,000	△3,857	4,461	25,604	△362	2,337	27,579
平成19年3月31日 残高 (百万円)	32,362	32,973	3,083	27,062	146,880	31,347	△53,555	220,152	2,315	2,337	224,805

(注1) 別途積立金の積立ては、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注3) 剰余金の配当のうち4,199百万円は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) 棚卸資産 製品……総平均法による原価法 原材料……総平均法による低価法 仕掛品……総平均法による原価法 貯蔵品……個別法による原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) 棚卸資産 同左</p>	<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) 棚卸資産 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 ………定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 ………定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ24百万円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ101百万円減少しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 ………定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産 ……………定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 製品保証引当金 無償保証期間中の修理費用をその発生した期間に正しく割り当てられるように処理するため、過年度の売上高に対して発生した次年度の修理費用の発生率を基礎として、今後1年間に発生する見積額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ104百万円減少しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 無償保証期間中の修理費用をその発生した期間に正しく割り当てられるように処理するため、過年度の売上高に対して発生した次年度の修理費用の発生率を基礎として、翌事業年度に発生する見積額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ203百万円減少しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき中間期末要支給額の全額を計上していましたが、平成18年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、これまでの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を同株主総会にて決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額1,460百万円については、固定負債の「4. その他」に計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき期末要支給額の全額を計上していましたが、平成18年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。これに伴い、これまでの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を同株主総会にて決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額1,460百万円については、固定負債の「3. その他」に計上しております。</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5. ヘッジ会計の方法 該当事項はありません。</p>	<p>5. ヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>5. ヘッジ会計の方法 同左</p>
<p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は210,811百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は222,468百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ648百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ2,337百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>中間財務諸表等規則ガイドラインの改正に基づき、前事業年度まで「現金および預金」に含めて表示しておりました国内譲渡性預金を、当中間会計期間より「有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「現金および預金」に含めて表示しておりました当該国内譲渡性預金の額は、11,900百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">57,705百万円</p>	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">55,409百万円</p>	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">55,677百万円</p>
※2. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が、中間期末残高に含まれております。 受取手形 61百万円	※2. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が、中間期末残高に含まれております。 受取手形 130百万円	※2. 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日の満期手形が期末残高に含まれております。 受取手形 36百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 116百万円 受取配当金 2,533 受取賃貸料 1,003	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 993百万円 受取配当金 32,673 受取賃貸料 1,247	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 420百万円 受取配当金 2,543 受取賃貸料 2,119
※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 9百万円 貸与設備関連費用 749	※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 15百万円 貸与設備関連費用 1,050 貸倒引当金繰入額 341 為替差損 318	※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 22百万円 貸与設備関連費用 1,628 貸倒引当金繰入額 983
3. 減価償却実施額 有形固定資産 1,617百万円 無形固定資産 270	3. 減価償却実施額 有形固定資産 1,696百万円 無形固定資産 255	3. 減価償却実施額 有形固定資産 3,516百万円 無形固定資産 503

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	99,783	—	—	99,783
自己株式				
普通株式 (注)	6,456	1	223	6,234

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取によるものであり、減少223千株は、主にストック・オプション行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成14年6月27日定時株主総会決議 (注) 1	普通株式	287,000	—	97,000	190,000	—
平成15年6月27日定時株主総会決議 (注) 2	普通株式	315,000	—	43,000	272,000	—
平成16年6月25日定時株主総会決議 (注) 2	普通株式	558,000	—	44,000	514,000	—
平成17年6月28日定時株主総会決議 (注) 2	普通株式	769,000	—	68,000	701,000	—
平成18年6月27日定時株主総会決議 (注) 3, 4	普通株式	—	609,000	—	609,000	500
平成18年6月27日取締役会決議 (注) 3, 4	普通株式	—	180,000	—	180,000	148
合 計	—	1,929,000	789,000	252,000	2,466,000	648

- (注) 1. 平成14年6月27日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使68,000株、新株予約権の消滅29,000株によるものであります。
2. 平成15年6月27日定時株主総会決議、平成16年6月25日定時株主総会決議および平成17年6月28日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。
3. 平成18年6月27日定時株主総会決議および平成18年6月27日取締役会決議の新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4. 平成18年6月27日定時株主総会決議および平成18年6月27日取締役会決議の新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,199	45.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	3,274	利益剰余金	35.00	平成18年9月30日	平成18年12月1日

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	199,566	—	—	199,567
自己株式				
普通株式 (注)	11,916	3,602	78	15,440

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,602千株のうち、3,600千株は取締役会決議による自己株式の取得によるものであり、2千株は単元未満株式の買取によるものであります。また、減少78千株は、主にストック・オプション行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成15年6月27日定時株主総会決議 (注) 1	普通株式	450,000	—	46,000	404,000	—
平成16年6月25日定時株主総会決議 (注) 1	普通株式	940,000	—	14,000	926,000	—
平成17年6月28日定時株主総会決議 (注) 1	普通株式	1,323,980	—	18,000	1,305,980	—
平成18年6月27日定時株主総会決議 (注) 2	普通株式	1,224,000	—	30,000	1,194,000	1,763
平成18年6月27日取締役会決議	普通株式	360,000	—	—	360,000	531
平成19年6月27日定時株主総会決議 (注) 3, 4	普通株式	—	595,000	—	595,000	220
平成19年6月27日取締役会決議 (注) 3, 4	普通株式	—	184,000	—	184,000	68
合 計	—	4,297,980	779,000	108,000	4,968,980	2,582

(注) 1. 平成15年6月27日定時株主総会決議、平成16年6月25日定時株主総会決議および平成17年6月28日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。
 2. 平成18年6月27日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の資格喪失によるものであります。
 3. 平成19年6月27日定時株主総会決議および平成19年6月27日取締役会決議の新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 4. 平成19年6月27日定時株主総会決議および平成19年6月27日取締役会決議の新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,099	32.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	4,603	利益剰余金	25.00	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	99,783	99,783	—	199,566
自己株式				
普通株式	6,456	6,244	784	11,916

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加99,783千株は、株式分割によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,244千株のうち、6,234千株は株式分割によるものであり、9千株は
 単元未満株式の買取によるものであります。また、減少784千株は、主にストック・オプション行使による
 ものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (百万円)
		前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
平成14年6月27日定時株主総会決議 (注) 1	普通株式	287,000	190,000	477,000	—	—
平成15年6月27日定時株主総会決議 (注) 2、3	普通株式	315,000	272,000	137,000	450,000	—
平成16年6月25日定時株主総会決議 (注) 2、4	普通株式	558,000	514,000	132,000	940,000	—
平成17年6月28日定時株主総会決議 (注) 2、5	普通株式	769,000	700,980	146,000	1,323,980	—
平成18年6月27日定時株主総会決議 (注) 6、8	普通株式	—	1,226,000	2,000	1,224,000	1,806
平成18年6月27日取締役会決議 (注) 7、8	普通株式	—	360,000	—	360,000	531
合 計	—	1,929,000	3,262,980	894,000	4,297,980	2,337

- (注) 1. 平成14年6月27日定時株主総会決議の新株予約権の増加は、株式分割によるものであり、減少は、新株予約権の行使438,000株、新株予約権の資格喪失39,000株によるものであります。
2. 平成15年6月27日定時株主総会決議、平成16年6月25日定時株主総会決議および平成17年6月28日定時株主総会決議の新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。
3. 平成15年6月27日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使85,000株、新株予約権の資格喪失52,000株によるものであります。
4. 平成16年6月25日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使116,000株、新株予約権の資格喪失16,000株によるものであります。
5. 平成17年6月28日定時株主総会決議の新株予約権の減少は、新株予約権の行使144,000株、新株予約権の資格喪失2,000株によるものであります。
6. 平成18年6月27日定時株主総会決議の新株予約権の増加は、新株予約権の発行617,000株、株式分割による増加609,000株であり、減少は、新株予約権の資格喪失によるものであります。
7. 平成18年6月27日取締役会決議の新株予約権の増加は、新株予約権の発行180,000株、株式分割による増加180,000株であります。
8. 平成18年6月27日定時株主総会決議および平成18年6月27日取締役会決議の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,199	45.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	3,274	35.00	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,098	利益剰余金	32.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	<p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="391 353 703 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>139</td> <td>42</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>112</td> <td>42</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額相当額	139	42	182	減価償却累計額相当額	112	42	154	中間期末残高相当額	26	0	27	<p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="726 353 1038 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品	取得価額相当額	69百万円	減価償却累計額相当額	63	中間期末残高相当額	6	<p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1061 353 1358 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具備品	取得価額相当額	79百万円	減価償却累計額相当額	64	期末残高相当額	15
		工具器具備品	その他	合計																																			
		百万円	百万円	百万円																																			
	取得価額相当額	139	42	182																																			
	減価償却累計額相当額	112	42	154																																			
	中間期末残高相当額	26	0	27																																			
		工具器具備品																																					
	取得価額相当額	69百万円																																					
	減価償却累計額相当額	63																																					
	中間期末残高相当額	6																																					
	工具器具備品																																						
取得価額相当額	79百万円																																						
減価償却累計額相当額	64																																						
期末残高相当額	15																																						
<p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="391 757 703 882"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	21百万円	1年超	6	合計	28	<p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="726 757 1038 882"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	7百万円	1年超	—	合計	7	<p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1061 757 1358 882"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	15百万円	1年超	0	合計	16																			
1年内	21百万円																																						
1年超	6																																						
合計	28																																						
1年内	7百万円																																						
1年超	—																																						
合計	7																																						
1年内	15百万円																																						
1年超	0																																						
合計	16																																						
<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="391 981 703 1106"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	21	支払利息相当額	0	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="726 981 1038 1106"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9	支払利息相当額	0	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="1061 981 1358 1106"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	35百万円	減価償却費相当額	33	支払利息相当額	0																			
支払リース料	22百万円																																						
減価償却費相当額	21																																						
支払利息相当額	0																																						
支払リース料	9百万円																																						
減価償却費相当額	9																																						
支払利息相当額	0																																						
支払リース料	35百万円																																						
減価償却費相当額	33																																						
支払利息相当額	0																																						
<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																																					
<p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額等相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間および前事業年度における子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額 2,253.49円 1株当たり中間純利益 178.78円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 177.61円	1株当たり純資産額 1,272.93円 1株当たり中間純利益 202.72円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 202.08円 当社は、平成18年10月1日をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 1,126.74円 1株当たり中間純利益 89.39円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 88.80円	1株当たり純資産額 1,185.55円 1株当たり当期純利益 157.31円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 156.34円 当社は、平成18年10月1日をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 1,055.55円 1株当たり当期純利益 189.17円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 188.16円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (百万円)	16,707	37,499	29,436
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	16,707	37,499	29,436
期中平均株式数 (千株)	93,455	184,980	187,128
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (千株)	612	584	1,155
(うち新株予約権)	(612)	(584)	(1,155)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権方式による ストック・オプション (普通株式2,000株)	新株予約権方式による ストック・オプション (普通株式2,336,980株)	新株予約権方式による ストック・オプション (普通株式11,980株)

重要な後発事象

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>1. 平成18年7月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>(1) 平成18年10月1日をもって普通株式1株につき2株に分割します。</p> <p>① 分割により増加する株式数 普通株式 99,783,385株</p> <p>② 分割方法 平成18年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割します。</p> <p>(2) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間および前事業年度における1株当たり情報ならびに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>	<p>1. 平成19年10月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 5,500,000株(上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成19年10月29日から平成19年12月28日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 20,000百万円(上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>(2) 取得期間 平成19年10月31日から平成19年11月13日まで</p> <p>(3) その他 上記東京証券取引所における市場買付の結果、当社普通株式5,500,000株(取得価額17,441百万円)を取得いたしました。</p>	<p>1. 平成19年4月25日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 3,600,000株(上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成19年4月26日から平成19年6月20日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 20,000百万円(上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>(2) 取得期間 平成19年5月7日から平成19年5月17日まで</p> <p>(3) その他 上記東京証券取引所における市場買付の結果、当社普通株式3,600,000株(取得価額19,111百万円)を取得いたしました。</p> <p>2. 当事業年度において、海外子会社の配当政策を見直したことに伴い、当社の子会社であるAdvantest (Singapore) Pte. Ltd. は、平成19年4月3日の取締役会において210百万米ドルの配当決議をいたしました。</p> <p>これにより、当社は、平成19年4月5日に210百万米ドルの配当金を受領し、営業外収益に約24,641百万円の受取配当金を計上することとなりました。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>当中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 940.19円</td> <td>1株当たり純資産額 1,126.74円</td> <td>1株当たり純資産額 1,055.55円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 89.36円</td> <td>1株当たり中間純利益 89.39円</td> <td>1株当たり当期純利益 189.17円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 89.05円</td> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 88.80円</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 188.16円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 940.19円	1株当たり純資産額 1,126.74円	1株当たり純資産額 1,055.55円	1株当たり中間純利益 89.36円	1株当たり中間純利益 89.39円	1株当たり当期純利益 189.17円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 89.05円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 88.80円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 188.16円		
前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度												
1株当たり純資産額 940.19円	1株当たり純資産額 1,126.74円	1株当たり純資産額 1,055.55円												
1株当たり中間純利益 89.36円	1株当たり中間純利益 89.39円	1株当たり当期純利益 189.17円												
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 89.05円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 88.80円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 188.16円												

(2) 【その他】

(1) 当半期中に重要な訴訟等はありません。

(2) 平成19年10月26日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	4,603百万円
中間配当金額	1株につき25円00銭
配当金支払開始日	平成19年12月3日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第65期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日）平成19年5月15日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）平成19年6月12日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日）平成19年7月11日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日）平成19年11月6日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日）平成19年12月10日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成19年6月27日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年7月13日関東財務局長に提出。

上記(3)に係る訂正報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成19年6月27日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号および同条同項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年7月13日関東財務局長に提出。

上記(5)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社アドバンテスト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 清忠 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 薄井 誠 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテストの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、株式会社アドバンテスト及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社アドバンテスト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 薄井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテストの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、株式会社アドバンテスト及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表注記16. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成19年10月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社アドバンテスト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 清忠 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 薄井 誠 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテストの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンテストの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社アドバンテスト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 薄井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテストの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドバンテストの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成19年10月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。